

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 (252123)	
地域名 (地域内農業集落名)	マキノピックランド果樹園地域 (石庭、寺久保、蛭口、辻、沢、牧野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月5日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

区域内農地の約半分について農業者の年齢が70歳を超える状態となっており、今後も放棄地等を発生させず継続して耕作をするためには、組織化された農業者による耕作受託や利用権設定に基づく農地利用が欠かせない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水源に乏しく水稻栽培に適さない地域であることから、引き続き畑作をおこなう。
近隣に観光施設もあることから、観光客をターゲットとした果樹栽培に取り組む。
担い手については、農事組合法人マキノ町果樹生産組合を中心的な経営体と位置付け、安定した農業経営をおこなう。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	51.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	51.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に基づき、担い手である農事組合法人マキノ町果樹生産組合への農地の集積化・集約化を図り、法人組織による安定した営農をおこなう。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画に基づき、農地中間管理機構を通じた集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
さくらんぼやぶどう等雨除け被覆栽培が欠かせない樹種について、3～5か年の計画で基盤整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人組織による一元的な経営をおこなうものの、技術の承継や耕作従事者の若年化を図る観点から、新規就農希望者を職員として採用していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

②滋賀県が推奨する「環境こだわり農産物」の基準に基づく栽培に取り組む。
 ⑤農地の高収益化を図る観点から、果樹栽培を振興する。
 ⑧被覆栽培が必須となる樹種について果樹棚等の農業用施設を整備すると同時に、品質劣化防止の観点から、未舗装道路の舗装を行う。